

昭和二十六年政令第二百九十一号

(日本農林規格等に関する法律施行令)

内閣は、農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)第二条第一項及び第十七条第一項の規定に基き、農林物資規格法施行令(昭和二十五年政令第百七十八号)の全部を改正するこの政令を制定する。

(飲食料品及び油脂以外の農林物資)

第一条 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)以下「法」という。)第二条第一項第二号の政令で定める物資は、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、いぐさ製品、生糸、漆、竹材、木材(航空機用の合板を除く)、木炭及び農産物、林産物、畜産物又は水産物を原料又は材料とする飼料とする。

(規格の対象となる酒類の原材料の要件)

第二条 法第二条第一項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物についての政令で定める要件は、当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前(多年生の植物から収穫されるものにあっては、その収穫の三年前)から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良資材(使用することがやむを得ないものとして主務大臣が定めるものを除く。以下この項及び次項第一号ロにおいて「化学農薬等」という。)を使用しない場合(当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しない場合であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるもの)において収穫された農産物(主務大臣が定める基準に適合するものに限る)であることとする。

2 法第二条第一項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によつて生産された畜産物についての政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する畜産物(主務大臣が定める基準に適合するものに限る)であることとする。

一 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産されたものであること。

イ 前項に規定する農産物
ロ 当該植物の種苗のは種又は植付けの二年前(多年生の植物にあっては、その採取又は当該家の放牧の開始の三年前)から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しない場合又は放牧地(放牧その他)の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる場合として主務大臣が定める場合においては、主務大臣が定める期間(化学農薬等を使用しない場合は又は放牧地を含む)において採取され、又は生育した植物(イに掲げるものを除き、主務大臣が定める基準に適合するものに限る)。

ハ 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物(主務大臣が定める基準に適合するものに限る)。

(1) イ又はロに掲げるもの
(2) 専ら(1)に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの(主務大臣が定める基準に適合するものに限る)。

二 専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの(主務大臣が定める基準に適合するものに限る)。

二 次に掲げる基準に従つて飼養されている家畜又は当該基準に従つて飼養されたものであることをした家畜から生産されたものであること。

イ 家畜の飼養、捕獲、輸送と殺その他の取扱いについて、家畜を故意に傷つけないことその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従つて行うこと。

ロ 畜舎その他の家畜を飼養する場所について、家畜が飼料及び水を自由に摂取できること、家畜が自由に動ける空間及び機会を確保することその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従つて行うこと。

(審議会等で政令で定めるもの)

(日本農林規格調査会とする)

第三条 法第三条第四項の審議会等で政令で定めるものは、日本農林規格調査会とする。

(登録認証機関の登録手数料)

区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分十四万五千円(電子申請(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。)による場合にあっては、十四万四千五百円)

二 前号に規定する区分以外の区分 十一万八千七百円(電子申請による場合にあっては、十一万八千二百円)

2 法第十四条第一項の登録(以下この条及び第六条において「機関登録」という。)を受けようとする者が同時に法第四十二条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかるわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分十三万五千四百円(電子申請による場合にあっては、十三万四千九百円)

二 前号に規定する区分以外の区分 十万九千百円(電子申請による場合にあっては、十万八千六百円)

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかるわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分八万九千円(電子申請による場合にあっては、八万五百円)

二 前号に規定する区分以外の区分 五万四千六百円(電子申請による場合にあっては、五万四千二百円)

4 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかるわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分七万九千百円

2 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円

(登録認証機関の登録の有効期間)
第五条 法第十七条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

(登録認証機関の登録更新手数料)

法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分十一万三千三百円(電子申請による場合にあっては、十一万二千九百円)

二 前号に規定する区分以外の区分 九万五千八百円(電子申請による場合にあっては、九万五千四百円)

法第十七条第一項の登録の更新(次項において「機関登録の更新」という。)を受けようとする者が同時に法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第十七条第二項

において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

3 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十万五千四百円（電子申請による場合にあっては、十万五千円）

二 前号に規定する区分以外の区分 八万七千九百円（電子申請による場合にあっては、八万七千五百円）

3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第十七条第二項において準用する法第十四条区分の額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 四万六千五百円

二 前号に規定する区分以外の区分 二万九千円
(登録外国認証機関の登録手数料)

第七条 法第三十四条の政令で定める額は、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、財務省、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の職員二人が同条の登録の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額（以下この条において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

1 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十万二千七百円（電子申請による場合にあっては、十万二千三百円）

2 前号に規定する区分以外の区分 七万六千四百円（電子申請による場合にあっては、七万六千円）

法第三十四条の登録（以下この条及び第十条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第五十三条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第三十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

1 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 九万三千百円（電子申請による場合にあっては、九万二千七百円）

2 前号に規定する区分以外の区分 六万六千八百円（電子申請による場合にあっては、六万六千四百円）

現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第三十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

1 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万三千七百円（電子申請による場合にあっては、七万三千二百円）

2 前号に規定する区分以外の区分 四万七千四百円（電子申請による場合にあっては、四万六千九百円）

4 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第三十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

5 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万五千円

二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円

第六条 法第三十五条第四項の政令で定める費用は、財務省、農林水産省又はセンターの職員二人が同条第二項第六号の検査のため当該検査に係る事業所、事業所又は倉庫の所在地に出張するに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、出張をする職員が給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、主務省令で定める。
(登録外国認証機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第七条 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の政令で定める期間は、四年とする。
(登録外国認証機関の登録更新手数料)

第十条 法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、財務省、農林水産省又はセンターの職員二人が法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額（次項及び第四項において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

1 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万五千円（電子申請による場合にあっては、七万六百円）

2 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新（次項において「機関登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする者が同時に法第五十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

1 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 六万三千二百円（電子申請による場合にあっては、六万二千七百円）

2 前号に規定する区分以外の区分 四万五千七百円（電子申請による場合にあっては、四万五千二百円）

3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- いう。以下この条において同じ。)の区域内のみにあるもの(以下この条において「指定都市内取扱業者」という。)当該指定都市の長
- 二 法第六十一条第一項の規定による前号イ又はロに定める者の指示に係る同項第三項の規定による命令及び該命令に係る法第六十二条の規定による公表に関する事務 次のイ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 都道府県内取扱業者 当該都道府県の知事
- ロ 指定都市内取扱業者 当該指定都市の長
- 三 法第六十五条第四項の規定による取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次のイ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロに掲げる取扱業者以外の取扱業者 当該取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ 取扱業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長 及び当該指定都市を包括する都道府県の知事(都道府県知事にあつては、法第六十一条の規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。)
- 四 法第六十五条第四項の規定による取扱業者とその事業に関する要求に関する事務 次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 取扱業者とその事業に関する関係のある事業者であつて、ロに掲げる事業者以外のもの
- ロ 府県知事
- 口 取扱業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事
- 五 法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者との事業に関して関係のある事業者当該取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務 当該立入検査又は質問に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- ロ 指定都市の区域外の場所 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事
- 六 法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同項第二項の規定による調査に関する事務
- イ ロに掲げる取扱業者以外の取扱業者 当該取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- 口 取扱業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長
- 及び当該指定都市を包括する都道府県の知事
- 前項本文においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣のものとする。
- 3 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第二号に掲げる事務を行つた場合には、内閣府令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第三号から第五号までに掲げる事務を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるとところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

- 一 都道府県内取扱業者及び指定都市内取扱業者又はその者との事業に関する関係のある事業者に関する事務を行つた場合 当該指定都市の長
- 二 指定都市の長が都道府県内取扱業者又はその者との事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つた場合 当該都道府県の知事
- 三 都道府県知事が指定都市内取扱業者又はその者との事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つた場合 当該指定都市の長
- 四 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第七十条第二項の規定による調査を行つた場合において、都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。
- 五 都道府県知事が指定都市内取扱業者に関する当該調査を行つた場合は、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に応じ当該各号に定める者に通知しなければならない。
- 6 都道府県内取扱業者 当該指定都市の長
- 7 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第七十条第二項の規定による調査を行つた場合は、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。
- 8 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第六号に掲げる事務のうち法第七十条第二項の規定による調査を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に応じ当該各号に定める者に通知しなければならない。
- 9 第二号に掲げる場合の区分において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。
- 附 則
- この政令は、昭和二十六年九月一日から施行する。
- 附 則 (昭和二十八年一月二八日政令第六号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和二八年一〇月一九日政令第三三〇号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和二九年六月二八日政令第一七五号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和二九年六月二八日政令第二九七号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三七年三月六日政令第四二号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三三年一〇月三〇日政令第二九七号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三九年一一月二日政令第三四一号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四一年一月四日政令第一号)
- この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月二十四日政令第九六号)
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月三日政令第二三四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年六月十日）から施行する。ただし、第二十条の次に九条を加える改正規定（第二十九条を加える部分に限る。）は、平成十三年四月一日から施行する。

（指定農林物資の輸入業者に関する経過措置）

第二条 この政令による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（附則第四条第二項において「新令」という。）第二十九条各号に掲げる農林物資の輸入業者は、前条ただし書に規定する改正規定の施行前においても、改正法による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第十五条の七第一項及び第四項の規定により、同条第一項の認定を受けたときは、前条ただし書に規定する改正規定の施行の日において新法第十五条の七第一項の規定により認定を受けたものとみなす。

第三条 改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第四十二条第三項 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」という。）の規定により読み替えて適用される新法第十一条第五条の二第十八条第一項、第十八条第三項

第一項第一号 項若しくは第八条第一項、第十八条第三項

第二项 第二十二条この法律の二の規定

第三项 店舗、事務所ほ場、店舗、事務所、事業所

第四项 第十四条第三項及び第四項、第十五条、第十五条の二並びに第十九条

第五项 第十九条の六第一項この法律

第六项 第十九条の六第六项この法律

第七项 第十九条の六第六项この法律

第八项 第十九条の六第六项この法律

第九项 第十九条の六第六项この法律

第十项 第十九条の四第一項格付の表示の二の規定

第十一项 第二十一条第二項この法律

第十二项 第二十二条この法律

第十三项 第二十二条この法律

第十四项 第二十二条この法律

第十五项 第二十二条この法律

第十六项 第二十二条この法律

第十七项 第二十二条この法律

第十八项 第二十二条この法律

第十九项 第二十二条この法律

第二十项 第二十二条この法律

第二十一项 第二十二条この法律

第二十二项 第二十二条この法律

第二十三项 第二十二条この法律

第二十四项 第二十二条この法律

第二十五项 第二十二条この法律

第二十六项 第二十二条この法律

第二十七项 第二十二条この法律

第二十八项 第二十二条この法律

第二十九项 第二十二条この法律

第三十项 第二十二条この法律

第三十一项 第二十二条この法律

第三十二项 第二十二条この法律

第三十三项 第二十二条この法律

第三十四项 第二十二条この法律

第三十五项 第二十二条この法律

第三十六项 第二十二条この法律

第三十七项 第二十二条この法律

第三十八项 第二十二条この法律

第三十九项 第二十二条この法律

第四十项 第二十二条この法律

第四十一项 第二十二条この法律

第四十二项 第二十二条この法律

第四十三项 第二十二条この法律

第四十四项 第二十二条この法律

第四十五项 第二十二条この法律

第四十六项 第二十二条この法律

第四十七项 第二十二条この法律

第四十八项 第二十二条この法律

第四十九项 第二十二条この法律

第五十项 第二十二条この法律

第五十一项 第二十二条この法律

第五十二项 第二十二条この法律

第五十三项 第二十二条この法律

第五十四项 第二十二条この法律

第五十五项 第二十二条この法律

第五十六项 第二十二条この法律

第五十七项 第二十二条この法律

第五十八项 第二十二条この法律

第五十九项 第二十二条この法律

第六十项 第二十二条この法律

第六十一项 第二十二条この法律

第六十二项 第二十二条この法律

第六十三项 第二十二条この法律

第六十四项 第二十二条この法律

第六十五项 第二十二条この法律

第六十六项 第二十二条この法律

第六十七项 第二十二条この法律

第六十八项 第二十二条この法律

第六十九项 第二十二条この法律

第七十项 第二十二条この法律

第七十一项 第二十二条この法律

第七十二项 第二十二条この法律

第七十三项 第二十二条この法律

第七十四项 第二十二条この法律

第七十五项 第二十二条この法律

第七十六项 第二十二条この法律

第七十七项 第二十二条この法律

第七十八项 第二十二条この法律

第七十九项 第二十二条この法律

第八十项 第二十二条この法律

第八十一项 第二十二条この法律

第八十二项 第二十二条この法律

第八十三项 第二十二条この法律

第八十四项 第二十二条この法律

第八十五项 第二十二条この法律

第八十六项 第二十二条この法律

第八十七项 第二十二条この法律

第八十八项 第二十二条この法律

第八十九项 第二十二条この法律

第九十项 第二十二条この法律

第九十一项 第二十二条この法律

第九十二项 第二十二条この法律

第九十三项 第二十二条この法律

第九十四项 第二十二条この法律

第九十五项 第二十二条この法律

第九十六项 第二十二条この法律

第九十七项 第二十二条この法律

第九十八项 第二十二条この法律

第九十九项 第二十二条この法律

第一百项 第二十二条この法律

第一百一项 第二十二条この法律

第一百二项 第二十二条この法律

第一百三项 第二十二条この法律

第一百四项 第二十二条この法律

第一百五项 第二十二条この法律

第一百六项 第二十二条この法律

第一百七项 第二十二条この法律

第一百八项 第二十二条この法律

第一百九项 第二十二条この法律

第一百项 第二十二条この法律

第一百一十项 第二十二条この法律

第一百一十一项 第二十二条この法律

第一百一十二项 第二十二条この法律

第一百一十三项 第二十二条この法律

第一百一十四项 第二十二条この法律

第一百一十五项 第二十二条この法律

第一百一十六项 第二十二条この法律

第一百一十七项 第二十二条この法律

第一百一十八项 第二十二条この法律

第一百一十九项 第二十二条この法律

第一百二十项 第二十二条この法律

第一百二十一项 第二十二条この法律

第一百二十二项 第二十二条この法律

第一百二十三项 第二十二条この法律

第一百二十四项 第二十二条この法律

第一百二十五项 第二十二条この法律

第一百二十六项 第二十二条この法律

第一百二十七项 第二十二条この法律

第一百二十八项 第二十二条この法律

第一百二十九项 第二十二条この法律

第一百三十项 第二十二条この法律

第一百三十一项 第二十二条この法律

第一百三十二项 第二十二条この法律

第一百三十三项 第二十二条この法律

第一百三十四项 第二十二条この法律

第一百三十五项 第二十二条この法律

第一百三十六项 第二十二条この法律

第一百三十七项 第二十二条この法律

第一百三十八项 第二十二条この法律

第一百三十九项 第二十二条この法律

第一百四十项 第二十二条この法律

第一百四十一项 第二十二条この法律

第一百四十二项 第二十二条この法律

第一百四十三项 第二十二条この法律

第一百四十四项 第二十二条この法律

第一百四十五项 第二十二条この法律

第一百四十六项 第二十二条この法律

第一百四十七项 第二十二条この法律

第一百四十八项 第二十二条この法律

第一百四十九项 第二十二条この法律

第一百五十项 第二十二条この法律

第一百五十一项 第二十二条この法律

第一百五十二项 第二十二条この法律

第一百五十三项 第二十二条この法律

第一百五十四项 第二十二条この法律

第一百五十五项 第二十二条この法律

第一百五十六项 第二十二条この法律

第一百五十七项 第二十二条この法律

第一百五十八项 第二十二条この法律

第一百五十九项 第二十二条この法律

第一百六十项 第二十二条この法律

第一百六十一项 第二十二条この法律

第一百六十二项 第二十二条この法律

第一百六十三项 第二十二条この法律

第一百六十四项 第二十二条この法律

第一百六十五项 第二十二条この法律

第一百六十六项 第二十二条この法律

第一百六十七项 第二十二条この法律

第一百六十八项 第二十二条この法律

第一百六十九项 第二十二条この法律

第一百七十项 第二十二条この法律

第一百七十一项 第二十二条この法律

第一百七十二项 第二十二条この法律

第一百七十三项 第二十二条この法律

第一百七十四项 第二十二条この法律

第一百七十五项 第二十二条この法律

第一百七十六项 第二十二条この法律

第一百七十七项 第二十二条この法律

第一百七十八项 第二十二条この法律

第一百七十九项 第二十二条この法律

第一百八十项 第二十二条この法律

第一百八十一项 第二十二条この法律

第一百八十二项 第二十二条この法律

第一百八十三项 第二十二条この法律

第一百八十四项 第二十二条この法律

第一百八十五项 第二十二条この法律

第一百八十六项 第二十二条この法律

第一百八十七项 第二十二条この法律

第一百八十八项 第二十二条この法律

第一百八十九项 第二十二条この法律

第一百九十项 第二十二条この法律

第一百九十一项 第二十二条この法律

第一百九十二项 第二十二条この法律

第一百九十三项 第二十二条この法律

第一百九十四项 第二十二条この法律

第一百九十五项 第二十二条この法律

第一百九十六项 第二十二条この法律

第一百九十七项 第二十二条この法律

第一百九十八项 第二十二条この法律

第一百九十九项 第二十二条この法律

第二百项 第二十二条この法律

第二百一項 第二十二条この法律

第二百二項 第二十二条この法律

第二百三項 第二十二条この法律

第二百四項 第二十二条この法律

第二百五項 第二十二条この法律

第二百六項 第二十二条この法律

第二百七項 第二十二条この法律

第二百八項 第二十二条この法律

第二百九項 第二十二条この法律

第二百十項 第二十二条この法律

第二百十一項 第二十二条この法律

第二百十二項 第二十二条この法律

第二百十三項 第二十二条この法律

第二百十四項 第二十二条この法律

第二百十五項 第二十二条この法律

第二百十六項 第二十二条この法律

第二百十七項 第二十二条この法律

第二百十八項 第二十二条この法律

第二百十九項 第二十二条この法律

第二百二十項 第二十二条この法律

第二百二十一項 第二十二条この法律

第二百二十二項 第二十二条この法律

第二百二十三項 第二十二条この法律

第二百二十四項 第二十二条この法律

第二百二十五項 第二十二条この法律

附 則（平成一二年六月七日政令第三三三号）抄

(平成一二年六月七日政令第三三三号) 抄

1 (施行期日)
この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。
附則（平成一七年七月二九日政令第二六三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第二十九条の改正規定（に掲げる農林物資）を「のいずれかに該当する飲食料品」に改める部分に限る。は、公布の日から施行する。
（支拂い競争）

第二条 農林資材の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」といふ。）

のシナリオの表の「」欄に掲げる判定中同表の中欄に掲げる場合に、それをそのままの「」欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項第十四条第二前項農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。)附則第三条

第十八條第二項
第十四條改正法附則第三條第一項

2 項 第一項 改正法附則第四条第一項の規定によりなおその努力を有するものとされた旧法の規定のうち次

の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第二項前項
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。）附則

第十四條第三項 第一項後段	改正法附則第四條第一項
------------------	-------------

第十八條第二項第十四條第改正法附則第四條第一項
一項

3 改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

替えるものとする。

する法律（平成十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。）附則第五条第一項

第十四条第三項第一項後段改正法附則第五条第一項

第十九条の二
第十四条第一項若しくは改正附則第五条第一項

第十五条第三項これらの規定に掲げる字句に読み替えるものとする。農林水資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正

項する法律(平成十七年法律第六十七号)以下「改正法」という。」

第十九条の第十八条第一改正法附則第十三条第三項の規定により読み替えて適用される新法第六第一項第二項若しくは第八条第一項、新法第十八条第二項

第三条 改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定によりいづれもなおその効力を有するものとされた旧法第十四条第三項及び改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の五第一項において準用する旧法第十四条第三項の規定による手数料の額の認可については、この政令による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第三条（旧令第十六条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。
(認定外国製造業者等の工場等における検査に要する費用の負担に關する経過措置)

用については、旧令第二十四条（旧令第二十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、なおその効力を有するものとされる旧令第二十四条において準用する旧令第二十条後段中「六級」とあるのは、「四級」とする。

第五条 改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十三条第一項の規定により都道府県知事が行うこととができる農林水産大臣の権限に属する事務については、旧令第三十条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有す
る。

附則（平成十八年二月一日政令第一四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する
附 則 （平成一九年三月三十日政令第一一一号）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成二一年四月三〇日政令第一二三三号）
この政令は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

（旅行業）
1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。
付 则（平成二十一年三月八日文部省へハラ）

附則(平成二七年三月六日政令第六八号)

(施行期日)

第一条 〔別表其二〕の政令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

2 この政令の施行前に農林物資の規格化等に関する法律又は食品表示法の規定により都道府県知事がした指示等の处分その他の行為（以下この項において「处分等の行為」という。）で、この政令の施行の日以後においてこの政令による改正後の農林物資の規格化等に関する法律施行令又は食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）の長が行うこととなる行政事務に係るものは、同日以後においては、指定都市の長がした处分等の行為とみなす。

附 則（平成三〇年一月一七日政令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年一月一六日政令第二号）

（施行期日） この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（令和四年八月一〇日政令第二七九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年十月一日から施行する。